

平成 29 年度 重点課題事項

危機管理安全局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	自転車のまちづくりの推進	○ 自転車のまちづくり推進条例の施行に向け、市民等への周知に努めるとともに、公用自転車による市民啓発、交通ルール習熟度テストといった事業に加え、条例に基づく職員による街頭指導を実施する。 ○ 自転車のまちづくりを進めるため、外部有識者等の意見を取り入れた推進計画を策定する。 ○ 自転車の新たな活用方法を提案する施策として、様々な情報を総合的に発信するポータルサイトの開設やコミュニティサイクルの社会実験等を行う。
2	地域防災力の一層の向上	○ 地域防災力の向上を図るため、地域の防災マップの作成については、全自主防災会 75 地区のうち、45 地区で完成（平成 28 年度末）している。全ての地区での完成に向け、今年度もこの取組を一層支援し、推進する。 ○ また、南部臨海地域を中心とした事業所の防災力向上についても、引き続き支援する。 ○ 市民・事業者・行政等の多様な主体の協働により、要配慮者の参画促進や男女共同参画の視点を踏まえ、各種訓練等の防災活動を実施する。 ○ 円滑な避難行動を支援するため、避難所への「誘導板」の設置や防災行政無線の整備などを推進する。
3	地域防犯力の一層の向上等	○ 平成 28 年のひたくり認知件数は目標とする 50 件未満を達成し、42 件となった。今年度も引き続き、ひたくりを中心とした街頭犯罪の防止に向けた取組を進めるとともに、街頭犯罪認知件数の約半数を占める自転車盗難について、庁内や警察等とより一層連携し、対策に取り組む。 ○ 青色回転灯装備車による防犯パトロールを実施する地域団体等への支援や表彰を行うとともに、市内において民間が設置する防犯カメラを活用した事業を新たに実施することにより犯罪抑止につなげ、隙間のない地域防犯力の向上を目指す。
4	災害対応力の強化に向けた継続的な取組	○ 適時適切な市民の避難行動を促すための避難勧告等の判断ガイドラインの見直しやタイムライン（行動計画）の策定を進める。 ○ 災害種別に応じて、危機管理安全局を主とする総括部の対応手順（時系列）の検証を行うとともに、その手順に従った訓練を実施し、初動時の対応力強化を図る。 ○ 熊本地震からの教訓や国・県計画の見直し等を踏まえ、地域防災計画の修正や受援ガイドラインの策定を進める。 ○ 災害発生時に被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興業務を行っていくため、被災者支援システム導入に向けた検討を進める。

企画財政局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	総合計画・総合戦略及びあまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの推進	○ 総合計画及び、そのアクションプランである総合戦略において最重要視している「ファミリー世帯の定住・転入の促進」に取り組む。 具体的には次のとおり。 ・定住・転入促進施策検討 PT の運営（ワーキンググループ含む） ・若年世帯定住促進事業の実施 ○ 平成 29 年度の施策評価においては、議会における決算・予算審査方法の見直しを踏まえ、より決算と予算が連動した評価とするなど、新たな審議体制を構築するとともに、引き続き行革の取組を進めるため、一定期間を経過した「新規・拡充事業」や行革提案項目などについても、施策評価の中で取組状況を検証する。 ○ 重点課題事項ヒアや庁内研修等を通して、各局職員一人ひとりに PDCA サイクルの意識を浸透させる。
2	後期まちづくり基本計画の策定	○ 総合計画（計画期間：平成 25～34 年）のうち、後期まちづくり基本計画の期間が平成 30～34 年となっており、市民意見聴取手続きを経て、平成 29 年度 12 月に議案提出することを目指し、検討を進めていく。 ○ 前期計画を基本とし、「施策評価を踏まえた修正」「総合戦略の位置づけ」など、前期計画策定後、その推進をする中で新たに生じた事柄や気づきのうち、後期計画に反映すべき項目については、総合計画審議会などで意見を聴きながら盛り込んでいく。
3	あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの中間総括	○ プロジェクトの中間総括では、平成 29 年度の当初予算編成時における中期目標の達成状況のほか、今後の収支・将来負担見通しやプロジェクト策定後の国・県の動向等も踏まえた上で、行財政改革の取組の成果や課題、今後の方向性などについて整理する。併せて、後半 5 年間の新たな構造改善目標や財政規律などを検討する。 ○ とりわけ、将来負担の抑制については、中期目標が未達成の状況にあるものの、学校環境の充実や公共施設の老朽化対策などに取り組んできたことと合わせて、後年度の財政負担の軽減に寄与する財政措置も講じてきていることなども踏まえながら、成果や課題を評価する。 ○ 後期まちづくり基本計画の策定と、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの中間総括を並行して進め、都市の体質転換を含めた行財政改革の更なる推進を図る。
4	地域交通政策の推進	○ 平成 28 年度に策定した地域交通計画に掲げる施策を推進し、誰もが移動しやすい交通環境の実現をめざす。 ○ 平成 29 年度は、バス路線調査・研究事業を実施する。その結果などを基に、将来にわたり市民にとって必要なバス交通サービスの確保について、地域公共交通会議において議論を行う。また、計画に係る PDCA サイクルを推進するにあたり、学識経験者、交通事業者や関係局が参画する会議体の設置を検討する。

ひと咲きまち咲き担当局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	地域振興体制の再構築に向けた取組	○ 地域課題の解決に向け、地域振興センターをはじめとした地区施設（公民館・地区会館）の機能の再構築や予算執行のあり方、組織・人員配置及び職員研修の充実等について検討を進める。 ○ 自治のまちづくり条例の趣旨・内容が広く理解されるよう、フォーラムの開催や職員研修等の充実とともに、社会教育の現場や学校での学びの提供に向けた取組を進める。
2	学びと育ち研究所の運営及び「みんなの尼崎大学」の取組	○ 学びと育ち研究所において、子ども一人ひとりの状況に応じて力を伸ばしていけるよう、政策立案や教員の更なる力量形成につなげるためのデータ収集・分析とともに、研究成果の共有及び発信を行う。 ○ 「まちに、まなびを、まきおこす」をキャッチフレーズに、みんなの尼崎大学などの取組を通じ、市民の主体的な学びや活動を支援し、地域を支える人材が育まれる環境を構築していく。
3	城内まちづくり等シビックプライドの向上に向けた取組	○ 尼崎城を本市のシンボルとして、歴史文化などの魅力を市内外の方々に効果的に発信し、地域への誇りと愛着を醸成するとともに、交流人口の増加と地域経済の活性化を目指す。 ・ 内部展示の詳細設計及び制作・整備 ・ 一枚瓦寄付、一口城主の寄付及び各種イベント等の実施 ・ 歴史館機能の整備に係る調整 ○ 観光振興のあり方や施策展開、推進体制などを示す「（仮称）観光地域づくり推進指針」を策定するとともに、尼崎版 DMO 組織の設立に向けた検討・準備を進めていく。
4	尼崎市文化ビジョン及び協働型シティプロモーションの推進	○ 尼崎市文化ビジョンを推進するため、総合文化センターをビジョン推進の中核と位置づけ、同センターの今後のあり方や、本市の文化の取組を評価する仕組みを検討する。 ○ 庁内外へのシティプロモーション推進に係る働きかけや連携等をより効果的、積極的に行い、「定住・転入促進」に繋がるよう、まちの魅力を戦略的、効果的に発信する。
5	ヘルスアップ尼崎戦略事業の推進	○ 市民の健康寿命の延伸を目指し、全てのライフステージを対象にした施策を、ヘルスアップ戦略推進会議を通じ、全庁横断的に推進する。 ○ 地域版ヘルスケア産業協議会を設置し、企業による健康づくりを応援するまちの環境づくりを進める。 ○ 特定健診受診率の更なる向上及び保健指導の質の向上を図る。 ・ 尼崎市国保データヘルス計画・特定健診等実施計画の策定

総務局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	業務プロセス分析事業（更なるアウトソーシングの推進）	○ コンサルティング業者から報告された各課の業務分析結果や庁内の会議体で定めた今後の方向性等を踏まえ、引き続きコンサルティング業者からの支援を受けながら、更なるアウトソーシングの導入や一般職非常勤職員の任用範囲の拡大など、業務執行体制の見直し手法を検討・実施する。 ○ 先行検討業務（39 業務）について、関係局と連携しながら、具体的な業務執行体制の見直しに向けた調整や進捗管理を行う。
2	オープン系システムの導入	○ 昨年度にシステム調達をした、住民記録・選挙等のシステムを平成 30 年 1 月 4 日に、また、国保、年金、後期高齢のシステムを平成 30 年 3 月 19 日に、それぞれ稼働に向けて、プロジェクト管理を行う。 ○ 後発の税務、介護保険、児童手当等のシステムは、引き続き庁内調整を行い、9 月以降に順次調達し、開発作業を進める。
3	今後の債権管理のあり方の検討	○ 本市の債権の更なる適正管理に向けて、債権回収に係る課題整理や他都市事例の研究、また、統一的なルールとなる債権管理条例の制定や債権管理マニュアルの作成、更には債権管理一元化を視野に入れた体制整備の必要性の検討など、今後の債権管理のあり方について、庁内会議体の中で検討・整理する。 平成 30 年 2 月議会に条例案を提案予定
4	職員の人材育成	○ 自治のまちづくりに向けた取組を進めていくために、職員が自らの役割と責任を自覚し、課題解決に向けて様々な主体とともに連携・協力していくよう、職員の意識改革を行うべく人事評価基準の見直しやコンピテンシーの作成を行い、組織が職員に対して求める能力を明確に発信していくことで職員の行動変容を促していく。 ○ 人事評価の結果から読み取れる本市職員の強みや弱みを踏まえて、更なる能力アップを図れるよう研修の充実を図っていく。
5	ワークライフバランスの推進	○ 適切な組織管理や質の高い市民サービス提供の観点から、職員一人ひとりがやりがいや充実感を持ち仕事上の責任を果たすとともに、家庭や自己啓発、子育て、介護などの時間を持つことのできる、健康で豊かな生活の実現を目指すため、それぞれの仕事の特性などを踏まえた本市職員のワークライフバランスを推進するための方策を検討する。

資産統括局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	ファシリティマネジメントの推進	○ 「公共施設マネジメント基本方針」に基づく取組項目の具体化を図るため、平成 29 年度は次のとおり取り組む。 ○ 「方針 1：圧縮と再編」に基づき、今後 10 年間の個別施設の方向性等を定めた計画を策定し、計画に基づき具体的な検討・取組を進める。 ○ 「方針 2：予防保全による長寿命化」に基づき、中長期的な保全計画を策定する。
2	市税収入率の向上	○ 滞納処分の強化・徹底を図るとともに、口座振替・特別徴収の推進などの取組と合わせて、市税収入率の更なる向上を図る。
3	本庁舎機能の維持・向上について	○ 本庁舎南館及び議会棟の耐震補強を行う。 (工期：平成 30 年 3 月まで) ○ 耐震補強終了後に本庁舎内の執務スペースの大規模な再配置(例：庁内に分散している窓口の集約等)を実施する。 ○ 本庁舎建替えまでの間、支障なく現庁舎が機能するよう延命化を図る必要があるため、必要最小限かつ効率的・効果的な整備を行うための改修工事に向けた基本方針の策定、基本設計を実施する。

市民協働局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	第2次配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画の策定	○ 平成 29 年度から 5 年間を計画期間とする「第 3 次男女共同参画計画」を策定したところである。 ○ DV 対策基本計画は、この第 3 次男女共同参画計画の基本目標に掲げる「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の実現を目指すための計画であり、同計画を踏まえた内容で、「第 2 次配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画（平成 30 年度～34 年度）」を策定する。
2	尼崎市民まつり事業の検討	○ 今後の市民まつりについて、より魅力あるものとして継続させていくことを目的に、平成 30 年度の実施に向けて、平成 29 年度は検討期間としている。検討期間中は、尼崎市民まつり協議会事務局として市民の意見を聞きながら、実施方針、組織のあり方や運営方法などについて、平成 29 年中に方向性をまとめる。 ・検討委員会設置・開催 ・アンケート調査（市民・協賛企業）及び分析 ・ワーキングチーム設置・開催 ・方針案及び運営組織案のまとめ ・市の関わり方の検討（人的・財政的） ・まつり協議会総会（検討結果の報告） ・まつり協議会構成団体公募
3	公共施設最適化に向けた取組（支所・地区会館複合化、サービスセンター移転）	○ 老朽化した施設をリニューアルし、地域コミュニティの拠点機能の強化と施設の耐震化、行政サービスの窓口機能の効率化を図る。 <取組内容> 大庄支所・地区会館複合施設建設 ・6 月 工事入札 ・9 月 契約案件上程 ・10 月 工事契約、工事（1 年 3 か月） 小田支所・地区会館複合施設設計 ・支所解体、仮庁舎・複合施設設計業務委託 阪急塚口サービスセンター移転 ・5 月 8 日（月）塚口さんさんタウン 1 番館 4 階へ移転 ・3 番館 6 階の既存施設撤去・明け渡し JR 尼崎サービスセンター移転 ・平成 30 年 1 月アミングプラストいきいき 3 階へ移転 ・6 月中旬 工事入札 ・8 月中旬～12 月中旬 工事
4	住記系・国保系コンピュータシステムの再構築事業	○ 住記系及び国保系業務をホストコンピュータシステムから標準パッケージを適用したオープン系システムへ移行する。 平成 29 年度中の新システム本稼働に向け、開発ベンダーと共同で次の工程を実施する。 ・データ移行（データ抽出）新システムの開発（平成 28 年度から継続） ・新システムに係る受入テスト等 ・新システムの操作研修 ・新システムの本稼働
5	国民健康保険の都道府県単位化（広域化）に向けた検討	○ 平成 30 年度からの国保運営の都道府県単位化（広域化）への円滑な移行に向けて、県等から情報収集を図り、本市国保独自施策のあり方について、方針を決定する。 <検討事項> 平成 30 年度からは県へ国保事業費納付金を納める財源として、保険料を賦課徴収することになる。今後県から示される納付金額、標準保険料率も念頭に置いて、独自施策のあり方を検討する。

健康福祉局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	保健・福祉業務の再編	- 保健・福祉業務の再編に伴う（仮称）保健福祉センターのオープン（平成 30 年 1 月）に向け、関係機関と十分に調整を進め、着実に工事を施工する。 （仮称）保健福祉センターにおける総合相談支援体制の仕組みづくりや、保健・福祉申請受付業務の社会福祉協議会への業務移行を円滑に進める。 - 業務再編内容について市民に対し、あらゆる機会を通じて、早期に分かりやすい広報・周知活動を実施する。
2	保健・福祉に係る計画の策定	- 現計画の評価を行い、アンケート調査結果等を踏まえ、会議体での協議を図り、次期計画を策定する。 ・尼崎市障害福祉計画の策定 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定 ・地域いきいき健康プランあまがさきの策定
3	地域福祉計画及び災害時要援護者支援の推進	- 第 3 期「あまがさきし地域福祉計画」（計画期間：平成 29～33 年度）の推進に向けて、各目標ごとの取組・方向性の具体化（みんなの尼崎大学を活用した取組等）及び進行管理を行う。 - 高齢者や障害者などの要配慮者（災害時要援護者）について、避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供並びに、福祉避難所の指定拡充などにより災害が発生した際の支援体制の整備を行う。
4	地域包括ケアの推進	- 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、以下の取組を推進する。 ・介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行 ・認知症施策の推進 ・医療・介護連携の推進
5	地域生活支援事業の再構築	- 地域生活支援事業の移動支援事業に係る支給決定基準（ガイドライン）を策定するとともに、新たな報酬区分や単価の設定を行い、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう見直しを行う。 - 尼崎市障害者計画等に掲げる目標の達成や課題の解消を図っていくため、地域生活支援事業の再構築を行い、必要な人に必要なサービスが提供できるよう、持続可能な制度構築に向けた取組や検討を進める。
6	（仮称）尼崎市手話言語条例の制定	（仮称）尼崎市手話言語条例において、手話が言語であるとの理解を拡げ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に認め合う社会の実現を目指す。 - 制定に当たっては、尼崎市手話言語条例検討協議会を設置し、当事者や支援者等と意見交換しながら作業を進める。 - 条例の制定を契機として、手話の普及のための更なる環境整備の検討を進める。
7	たばこ対策の推進	- 尼崎市たばこ対策活動基本方針（尼崎たばこ対策宣言）に基づいて、禁煙支援、受動喫煙による健康影響の防止、歩きたばこの抑制を継続して実施する。 ・JR 尼崎駅南に試行的に喫煙所を設置する。 ・出生届出時に禁煙宣言マグネットシートを配布するなど禁煙を啓発するとともに禁煙支援の取組を強化する。 ・市民へ路上喫煙抑制啓発プレートの掲示などを依頼し市民と共にたばこ対策を推進する。 ・市内企業や事業所へ喫煙、受動喫煙の健康被害を啓発するとともに、禁煙支援や喫煙マナーの向上の取組を依頼する。
8	アスベスト対策に関する取組	「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」事業を引き続き実施するなど、アスベスト関連対策事業を着実にを行う。 - 関連自治体との国への共同要望の実施など、他都市との連携を進めていく。

こども青少年本部事務局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	こども青少年本部の運営	- 子どもと青少年に係る様々な課題に対し、こども青少年本部事務局が主体となり、関係部局と連携・調整を図りながら、積極的・先進的に取組を進めていく。 - 平成 31 年度以降のこども青少年本部事務局の組織体制の見直し - 子ども子育て施策の検討 - 公立保育所の建替え、民間移管に関する検討・調整
2	子どもの生活に関する実態調査の実施	支援を必要とする子ども・子育て家庭に対する効果的な支援や貧困の連鎖を断ち切る施策の立案に活用するため、市立小学校 5 年及び中学校 2 年の児童生徒及びその保護者に対し、生活実態調査を行う。
3	子どもの育ちに係る支援センター及び青少年センターの機能の検討	- 子どもの育ちに係る支援センターの設置に向け、総合相談・専門相談支援機能（発達相談支援、家庭児童相談（児童虐待）、教育相談・不登校対策支援等）の構築を行うとともに、生育歴等の記録の電子システムの開発を行う。 - 青少年施策の拠点施設となるあまがさき・ひと咲きプラザの学生会館、学び館において、実施する各種事業の具体的内容の検討を行うとともに、青少年施策の全市展開を図るため、拠点施設だけでなく、各地域の公共施設等を利用した具体的な取組について関係機関と調整等を行う。
4	子育て相談等窓口の充実	- 子育て家庭の困り事や悩み、保育所や幼稚園、児童ホームの利用等、さまざまな相談に対応する窓口、入所申請の窓口、各種手当の申請窓口等を集約し、窓口の充実を図る。 < 整備窓口 > - 利用者支援事業（基本型） - 相談者への助言や情報提供、関係機関への同行など - 利用者支援事業（特定型） - 保育所等の入所調整 - 保育所・児童ホーム等の入所申請 - 各種手当の申請
5	保育施設及び児童ホームの待機児童解消	- 園田地区を中心に認可保育所を 1 か所、また、北部地域の 3 歳児未満の保育需要が高いことから小規模保育事業 15 か所の新設のための公募を行い、保育施設等の待機児童解消に向けた取組を行う。 - 児童ホームの待機児童の解消に向け、潮児童ホームと小園児童ホームの施設整備を行うとともに、平成 30 年度以降の児童ホームの整備についても調査、検討を行う。また民間事業者設置の児童ホームの活用など、定員拡大に向けた取組を進める。
6	公立保育所民間移管計画及び公立・私立保育所の環境改善の推進	0 歳児保育をはじめとする多様な保育ニーズへの対応や運営の効率化など保育所の環境改善を図るため、塚口北（平成 31 度移管予定）、富松保育所（平成 32 度移管予定）の移管手続きに入る。 - 施設の老朽化が進む保育所の現状を踏まえ、公立保育所及び私立保育所の建替えや改修に取り組む。なお、公立保育所については必要な用地の確保を図る。

経済環境局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	産業施策と雇用就労施策の連携促進	○ 産業・雇用情報の一元化を進めるため、経済部 3 課（経済活性対策課・地域産業課・しごと支援課）の連携を強化する。 ○ 職員自らが企業を訪問し、情報収集に努め、経済部及び関係課での情報共有を図り、施策構築に反映させる。また、企業訪問時には本市施策の情報提供も行う。 ○ 市内中小企業の雇用・人材確保を主眼においた具体的な事業者支援のあり方を検討、実施する。 ○ 雇用創出等に寄与する「創業」の促進に向けて取り組むとともに、市場開拓等の創業後の支援についても、産業関連団体、金融機関等と引き続き連携して取り組む。
2	企業の環境・健康活動の推進	○ 企業の生産性や企業イメージの向上に寄与する「従業員の健康管理・健康づくり」を促進するため、セミナー開催等の取組を進めるとともに、効果的な支援やサービスなどを検討する。 ○ 環境モデル都市及び尼崎版グリーンニューディール（AGND）の取組や、その成果について、市内外への積極的な広報を行う。 ○ 上記取組の実施に当たっては、庁内関係部署や市内産業団体等との連携を進める。
3	次期焼却施設等建設にかかる検討	○ 効果的な廃棄物処理を進めるため、「焼却施設等の維持管理・整備計画」（平成 25 年 7 月策定）に基づく、次期焼却施設等建設の検討を行う。 ・ 計画では、クリーンセンター第 2 工場及び資源リサイクルセンターは平成 42 年度まで延命化を図り使用することとしたため、平成 43 年度以降すみやかに新施設を稼働させるには、建設工事及び焼却施設の環境影響評価を円滑に進めることが重要で、その方向性を示す基本構想の策定など、今後見込まれる課題に可能な限り早期に対応していく必要がある。 ○ 今後の対応を計画的に進めるため、平成 29 年度に資源循環課に設置した施設建設担当係において、今後の組織体制の構築を含め、建替計画の具体化に向けた検討を行う。
4	所管外郭団体の今後の取組方針の策定等に向けた取組	○ 経済部所管外郭団体、特に株式会社（尼崎中高年事業、尼崎都市開発、エーリック、アミング開発の 4 団体）について、団体ごとの経営課題に応じて、無償減資など「具体の取組」を促進するとともに、統廃合を含めた「今後の方向性の検討」や「その実現に向けたシナリオの検討」を行う。

都市整備局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	自転車政策の推進	○ 自転車ネットワーク整備方針に基づき、ネットワーク路線の整備を進める。 ・ 阪急武庫之荘駅～JR 立花駅間ルートにおける整備形態の検討を行う。 ・ 阪急武庫之荘駅北側については、様々な課題があることから、ロータリー機能の見直しや安全対策などについて地元意見を取り入れながら整備案を検討していく。 ○ 民間駐輪場閉鎖が予定されている阪急武庫之荘駅周辺において、阪急電鉄と駐輪機設置について協議するとともに、駐輪場整備用地の購入の検討など、駐輪場所の確保に努める。 ○ 路上駐輪対策として、自転車の附置義務制度の見直し等を検討する。
2	空家等対策	○ 平成 27 年度に実施した空家等の実態調査及び所有者アンケート調査等の結果を踏まえ、空家等対策を総合的・計画的に進めるため「尼崎市空家等対策計画」を策定する。 ・ 老朽危険空家等の所有者等への対策（勧告・命令等）を強化するとともに、行政代執行を実施する。 ・ 利活用の一環として、DIY 型賃貸住宅の普及・促進を図るため、中古の戸建空家を所有する方や DIY に興味を持つ方を対象に、DIY をテーマにしたセミナーを開催する。 ・ 適正な管理の促進の一環として、分譲マンションの区分所有者が、自主的、積極的にマンション管理に関わるよう、専門的な知識を有するアドバイザーを派遣する。
3	都市計画の見直し	○ 用途地域等の定時見直し ・ 尼崎市都市計画マスタープランに示す将来像の実現を目指し、今後の人口予想を見据えた中で、良好な住環境の保全・形成並びに産業活動の活性化を図ることを基本理念とし、合理的で調和のとれた土地利用誘導を図るため、用途地域等の定時見直しを行う。 ○ 長期未着手都市計画公園・緑地の見直し ・ 都市計画決定後、長期間を経ても事業化に至らない公園・緑地の見直しに向けて、個々にその必要性等の検証を行い、「存続」、「一部廃止」又は「全域廃止」の方針を示していく。 ・ 廃止候補については、地域との合意形成を図った上で、都市計画変更を行うとともに、存続するものについては、整備の推進に向けた検討を行っていく。
4	インフラの長寿命化に向けた取組等	○ 道路・橋りょう ・ 道路については、平成 27 年度に作成した補修計画を基に、予防保全型の計画的な補修を進めていく。（平成 29 年度は 8 路線補修予定） ・ 橋りょうについては、道路法に基づく 5 年に 1 回の定期点検の結果により、予防保全型の計画的な補修を進めていく。（平成 29 年度は 12 基補修予定） ○ 公園遊具 ・ 平成 26 年度に策定した設置後 30 年を経過した公園遊具（93 公園 403 敷設）における長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理及び施設更新を行う。 ○ 浸水対策 ・ 武庫川処理区における雨水貯留管の整備に当たって必要となる実施設計業務に取り組む。 ・ 老朽化が著しい大高洲抽水場の電動ポンプ設備等について、機械・電気設備の更新を行う。 ○ 水路 ・ 市内一円の水路を適切に維持管理するため、水路機能の有無について検討を行い、水路網再編計画の策定を進める。 ○ 城内地区整備計画の一環として、尼崎城址公園の整備を行う。

(都市整備局 続き)

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
5	市営武庫 3 住宅建替事業・尼崎市営住宅建替等基本計画の推進等	○ 市営武庫 3 住宅第 1 期（時友住宅）建替事業、第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業の建設工事を進めるとともに、第 3 期（西昆陽住宅）建替事業の PFI の手法による実施に向けた手続き等を進める。 ○ 市営武庫 3 住宅建替事業より後の耐震性に課題のある住宅の建替え等を計画的に進めるため、平成 28 年度に策定した尼崎市営住宅建替等基本計画に基づいて、エレベーターの設置や廃止対象住宅における入居者の移転を進める。 ○ 尼崎市営住宅等審議会を設置し、立地や設備などの利便性を適切に反映した家賃設定のあり方及び入居者の高齢化や空家等の課題について、学識経験者等の専門的見地から審議を行う。 ○ 尼崎市営金楽寺住宅の借上期間満了に伴い、継続入居要件を定め、入居者に対して説明会を開催するとともに、住替えに関する意向調査を実施した。今後、入居者に対して個別面談を行い、継続入居の判定を行うとともに、住替移転を支援する。

消防局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	消防団の充実強化	○ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、今年度も引き続き、消防団の充実強化のため以下の項目を中心に積極的に取り組む。 ・ 消防団員（女性消防団員を含む。）の入団促進 ・ 消防団員の教育訓練の実施
2	地域住民の防火・防災行動力の向上	○ 高齢者世帯を中心に、引き続き住宅用火災警報器の設置促進を図るとともに、自主防災組織等と連携しながら、動作確認、機器の取替えを含めた維持管理促進を図る。 （平成 28 年設置率：83.0%（全国 81.2%）） ○ 地域防災の中核である消防団と連携したきめ細かな消防・防災訓練の活動支援を実施し、地域に根ざした顔の見える関係を築くことで、更なる防災行動力の向上を図る。
3	予防体制の充実強化（違反是正の促進）	○ 不特定多数の者や自力避難が困難な者が出入りする施設の災害を未然に防止するため、特定防火対象物（3,346 対象）に対する査察実施率 40%以上を目標とするとともに、今後施行する「違反対象物の公表制度」を十分周知し、法令違反に対して徹底した違反是正の促進を図る。 ○ 予防査察体制の更なる充実強化を図るため、違反処理の実効性向上や効果的な防火査察を推進する新たな体制を検討する。
4	市民、事業者による救命活動の推進	○ 救命率向上のために実施している、AED（自動体外式除細動器）の取り扱いを含む心肺蘇生法等の応急手当について、救急課設置に伴い、受講しやすい講習形態を設け、受講機会の拡大を図ることにより、市民等への普及啓発を一層推進するとともに、尼崎市防火協会事業である「地域救命サポート事業」の参画事業所拡充についての取組を行う。
5	予防救急の推進	○ 高齢化の進展に伴い、家庭等における転倒、転落による負傷が増加している。このため、救急搬送につながる事故等に関して、予防する方策を住民に普及啓発することにより、市民の安全・安心に繋がる「予防救急」の取組を推進する。

水道局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	水道事業の施設能力の適正化と中長期的な計画の策定	- 水需要の減少に対応するため、今年度中に阪神水道企業団の施設能力の削減について構成市と協議して方針を定め、その状況を踏まえて自己施設の能力削減に取り組む。 - 今後の配水管の更新については、老朽度の状況を踏まえた更新時期の設定、管口径の縮径や新たな管種の導入などについて取り組む。
2	工業用水道事業の施設能力の適正化と中長期的な計画の策定	- 水需要調査の結果等を踏まえ、施設能力の削減を前提に財政見通しを作成し、受水企業と施設の更新財源と料金制度のあり方について協議していく。 - 今年度中に中長期的な取組として、近隣事業体とともに阪神水道企業団で余剰となる施設を活用した施設のあり方についても方針を定める。
3	お客さま総合窓口の設置	お客さまの利便性の向上を図るとともに、お客さま対応窓口を一つに集約する組織体制や現在個別に委託している業務の包括的な委託について方針を定め、平成 30 年度中の総合窓口の設置を目指して仕様書の作成などを行う。
4	人材の育成と技術の継承	能力開発段階に応じた研修の充実に努めるとともに、前年度に設置した水道局人材育成推進委員会において、業務遂行上、職員に求められる知識や技術などを洗い出し、客観的な指標として体系化したスキルマップの作成及びその活用方法の具体化などの取組を進める。
5	施設整備計画の着実な推進	- 配水管は、老朽管の更新に合わせて耐震化しており、基幹管路及び重要施設に至る管路の耐震化を最優先で実施し、その他の管路は診断結果を踏まえ、老朽度、重要度、耐震性の観点から定めた優先順位により整備する。 - 浄水場の構築物は、災害時等に飲料水を確保するため配水池の耐震化を優先的に実施する。 - 浄水場等の設備は、状態監視を行い延命化を図りながら必要に応じて更新を行う。 < 水道事業 > - 配水管整備工事 更新 11.1 km、新設 1.5 km [本市の基幹管路の耐震化率 平成 29 年度末（予定） 45.6%] - 神崎浄水場 1～3 号配水池耐震化等改修工事 - 耐震性緊急貯水槽（100 m³）1 基（武庫南小学校） < 工業用水道事業 > - 配水管整備工事 更新 1.0 km [本市の基幹管路の耐震化率 平成 29 年度末（予定） 64.2%]
6	公営企業部局の組織統合に係る調整	- 公営企業 3 部門の将来にわたっての安定的な事業運営を目指すために、平成 30 年 4 月の組織統合に向け、水道局内の課題について、他部局と調整しつつ解決し、円滑な組織統合の実現を目指す。 < 主要課題 > - 統合後の組織形態 - 事務処理、システム等の統一化等
7	水道通水 100 周年（平成 30 年度）記念事業の推進	平成 30 年度に通水 100 周年を迎えることから、水道の歴史を振り返るとともに、安全・安心な水道水を PR し、水道事業に対する理解と関心を深め、水道事業を後世に継承することを目的に、記念事業を実施する。平成 29 年度は、水道百年史の編集、100 周年記念ボトル缶の製造、小学生の絵画コンクールなどを行う。

公営事業局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	尼崎市競艇事業経営計画に基づく着実な事業運営	○ 厳しい経営環境の中でも尼崎市競艇事業経営計画に定める市財政への繰出金 3 億円を確保するとともに、更なる収益の向上を目指し、次の取組を着実に進める。 ＜総売上の向上＞ ・前年度総売上比 2%増（SG 競走を除く）を目標に次の取組を進める。 ・電話投票や場間場外発売といった広域発売の拡大につながる取組を重点的に進める。 ・新規ファンの獲得と定着、本場周辺商圏内のファンの掘り起こし、舟券購入及び観戦の利便性向上等に資する施策を実施して本場の活性化を図る。 ・SG 競走・プレミアム G 競走の誘致に取り組む。 ＜コンパクトで効率的な開催運営の実施＞ ・平成 31 年度に予定している投票機器更新に向けて、今年度は発売窓口の適正規模等について検討を行う。 ＜収益確保に資する施設整備＞ ・来場者の安全を確保し、円滑な開催運営に必要な施設の維持補修等の整備を優先的に実施する。 ・優良顧客を誘引し収益の確保を図るため、センプルピア増設を行う。 ・来場者のニーズを満たす食機能を有する施設の早期実現を図る。 ・次期経営計画策定に向けた施設整備内容の詳細を検討し、決定する。
2	地域振興への貢献	○ まちづくりの観点から地域に信頼されるボートレース場づくりを行う。 ○ 尼崎競艇場周辺対策市民協議会との連携を図る。 ○ 地域イベントについて、ボートレースイベントとの共催や場内スペースの提供を行う。 ○ 地域の災害時一時避難場所としての受入体制を整備する。

教育委員会事務局

	重点課題事項名	具体的取組、又は方向性
1	学力向上の推進	○ 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立ち、課題解決や学び合いを取り入れた授業実践を行い、更なる学力向上を図る。 ○ 講師招へいや先進校視察等により指導方法を研究するとともに、授業改善を行い、教員の指導力を高めることで学力向上を図る。 ○ 放課後や土曜日、長期休業等に、地域人材の活用を含めた指導補助員による学習支援を行い、児童生徒の学力定着を図る。 ○ 教員自らが探求力を持ち、学び続けることで実践的指導力を高めるため、研修の充実を図るとともに、自主的研究や先進的研究を推進し、活性化を図ることで、教員の指導力を向上し、更なる学力向上を図る。
2	学社連携の推進	○ 学校を中心に、地域の豊かな社会資源を活用することで、地域の人の活動・学習を支援し、その取組の充実や、子どもたち・地域へ還元する機会の創出を図り、地域学校協働本部の体制づくりを推進する。
3	良好な教育環境の確保	○ 尼崎市立中学校給食検討委員会からの検討報告を踏まえ、市民意見聴取プロセス制度に基づく市民意向調査、パブリックコメント等の実施を経て、（仮称）尼崎市中学校給食基本計画の策定を行う。 ○ 空調機未設置校に空調機を設置することにより、児童・生徒の学習環境を充実させ、豊かな教育活動を展開するとともに、既設置校の老朽化した空調機の更新に取り組む。
4	社会性・自立性の育成	○ 「子どもの自立支援室」の機能を強化するとともに、不登校対策重点校を指定し、有効な取組を市内に広めることで不登校生の減少を図る ○ 琴ノ浦高等学校（定時制高校）において、企業訪問等の活動を支援するジョブサポート事業、基礎的な学力が十分身につけていない生徒に対して補習等を行うスタディーサポート事業、心に不安を抱えた生徒や保護者を支援するメンタルサポート事業等を実施し、生徒の自立支援を図る。